



# 埼玉県報

第 3091 号  
平成 31 年(2019 年)  
3 月 26 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 人事記録に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

### 告示

- 埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- （仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価書の縦覧（環境政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 嵐山農業振興地域の区域の変更（農業政策課）
- 江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の解散認可（農村整備課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに基づく道路の指定（道路環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 東松山都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 桶川市坂田西特定土地地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 川口都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 建築士の処分（建築安全課）
- 埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正（出納総務課）

- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道所沢青梅線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道本田小川線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道本田小川線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道本田小川線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道平方東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県指定無形文化財保持者の認定解除（文化資源課）
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示(内水面漁場管理委員会)
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示(内水面漁場管理委員会)
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（内水面漁場管理委員会）

## 雑報

- 埼玉県道路公社公告（県土整備政策課）
- 川越市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- 所沢市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）

## 規 則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一二一―一三三

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則一二一―二）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年条例第五十一号）第十八条の規定に基づき審査を申し立て、又は同条例第二十条の規定に基づき補償を受け、若しくは受けようとする者として出頭する場合

六の三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条の規定に基づき審査請求若しくは再審査請求をし、又は当該審査請求若しくは当該再審査請求について労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第十五条第一項の規定に基づき、審査請求人として出頭する場合（当該審査請求又は当該再審査請求が職務に際して発生した業務災害又は通勤災害に起因するものである場合に限る。）

### 附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

## 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則六一九二

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

目次中「条件付採用期間」の下に、「会計年度任用職員」を加える。

第二条第二号を次のように改める。

二 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

第二条第六号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改める。

第三条第一項中「第十五条」の下に「及び第三十八条の二第一項」を加える。

第二十条第一項第二号中「及び自動車整備士」を「、自動車整備士及び航空整備」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条第三号及び第五号に掲げる場合のうち、委員会が委任することが適

当であると認める職

第二十条第二項に次の二号を加える。

四 巡査長の職（第十五条第三号に掲げる場合に限る。）

五 巡査の職（第十五条第三号に掲げる場合に限る。）

第二十条第四項中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第五項中「第一項第三号及び第四号」を「第一項第四号又は第五号」に改める。

第二十一条の十第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第二十一条の十四第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか」を「委員会は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「任命権者」を「警察本部長」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「任命権者」を「警察本部長」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第六章の章名中「条件付採用期間」の下に「、会計年度任用職員」を加える。  
第三十八条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第三十八条の二 会計年度任用職員(法第二十二条の二第一項に規定する会計年度

任用職員をいう。以下この条において同じ。)の採用は、選考によるものとする。

2 委員会は、前項の規定による選考の実施を任命権者に委任する。第二十条第四項の規定は、この場合について準用する。

3 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条第一項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、同条第三項中「採用後一年」とあるのは「当該職員の任期」と、「一年とする」とあるのは「当該職員の任期とする」とする。

4 第一項の規定による選考の実施に関し必要な事項は、第十七条から第十九条まで及び第二十一条の規定にかかわらず、別に定める。

第三十九条中「職に欠員」を「常時勤務を要する職に欠員」に改める。

別表第五選考の対象となる職に、「三十七 航空整備の職」を加える。

別表第六中「、第二十一条の十、第二十一条の十四」を削る。

別表第八を次のように改める。

別表第八 選考の対象となる職(四)(第二十一条の十関係)

| 根拠法令                  | 選考による昇任の対象となる職                    |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 埼玉県行政組織規則             | 主査以上の職(これらに相当する職を含む。以下この表において同じ。) |
| 埼玉県労働委員会事務局の組織等に関する規則 | 主査以上の職                            |
| 埼玉県収用委員会事務局の設置に関する規則  | 主査以上の職                            |
| 埼玉県議会事務局条例            | 主査以上の職                            |
| 埼玉県選挙管理委員会規程          | 主査以上の職                            |
| 埼玉県監査事務局組織規程          | 主査以上の職                            |
| 埼玉県教育局組織規則            | 主査以上の職                            |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <p>埼玉県立中学校管理規則</p>           | <p>担当課長以上の職（これらに相当する職を含む。以下この表において同じ。）</p> |
| <p>埼玉県立高等学校管理規則</p>          | <p>事務長以上の職（これらに相当する職を含む。以下この表において同じ。）</p>  |
| <p>埼玉県立特別支援学校管理規則</p>        | <p>事務長以上の職</p>                             |
| <p>埼玉県立文書館管理規則</p>           | <p>担当課長以上の職</p>                            |
| <p>埼玉県立近代美術館管理規則</p>         | <p>担当課長以上の職</p>                            |
| <p>埼玉県立総合教育センター管理規則</p>      | <p>担当課長以上の職</p>                            |
| <p>埼玉県立図書館管理規則</p>           | <p>担当課長以上の職</p>                            |
| <p>埼玉県立げんきプラザ管理規則</p>        | <p>担当課長以上の職</p>                            |
| <p>埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則</p>     | <p>担当課長以上の職</p>                            |
| <p>埼玉県立史跡の博物館管理規則</p>        | <p>担当課長以上の職</p>                            |
| <p>埼玉県立自然と川の博物館管理規則</p>      | <p>担当課長以上の職</p>                            |
| <p>学校教育法<br/>学校職員の給与条例</p>   | <p>事務主査以上の職又は栄養主査の職</p>                    |
| <p>埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則</p> | <p>主査以上の職</p>                              |

|   |                        |                       |
|---|------------------------|-----------------------|
|   | 警察法                    | 巡查部長以上の職              |
|   | 埼玉県警察組織規則<br>埼玉県警察組織規程 | 係長以上の職（これらに相当する職を含む。） |
|   | 埼玉県企業局組織規程             | 主査以上の職                |
|   | 埼玉県病院局組織規程             | 主査以上の職                |
| 程 | 埼玉県下水道局組織規程            | 主査以上の職                |

附 則

- 1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二十条、第二十一条の十及び第二十一条の十四並びに別表第五、別表第六及び別表第八の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員に関する規則第三十八条の二の規定による採用の適正かつ円滑な実施を確保するため、必要な準備を行うものとする。

## 規 則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則二―二二

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（埼玉県人事委員会規則二―四）の一部を次のように改正する。

第二条中「（非常勤職員を除く。以下同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。



## 規 則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一七―三三

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―一）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

## 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一七一三四

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一三一五〇

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三一八）の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の六とし、第四条の次に次の四条を加える。

（宿直又は日直の勤務）

第四条の二 条例第六条の二第一項の委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務

二 次に掲げる宿直又は日直勤務

イ 緊急又は非常の事態に備えて待機し、情報の管理、連絡等のための勤務

ロ 教育又は研修の機関における生活指導等のための勤務

ハ 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のた

めの勤務

ニ 入院患者及び入所者の管理のための勤務

ホ 入所施設等における自立支援等のための勤務

ヘ 警察本部又は警察署において行う業務の管理又は監督のための勤務

三 前二号の勤務に準ずる勤務

2 任命権者は、条例第八条第一項に規定する職員の休日の正規の勤務時間（条例

第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）において、職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第四条の三 任命権者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

2 条例第六条の二第一項ただし書の委員会規則で定める場合は、前条第一項各号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第四条の四 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第六条の二第二項の規定に基づ

く勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、必要最小限の勤務を命ずるものとし、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、短時間勤務職員(条例第二条第二項から第四項までに規定する職員をいう。)に時間外勤務を命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第四条の五 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、一箇月(月の初日から末日までをいう。以下この条において同じ。)について四十五時間及び一年(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)について三百六十時間(次項において「限度時間」という。)を超えて勤務をさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時又は緊急に限度時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で、時間外勤務を命ずることができる。

一 一箇月において百時間未満

二 一年において七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月

3 任命権者は、大規模災害への対応その他公務の運営上真にやむを得ない事由によって臨時の必要がある場合には、前二項に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずることができる。

4 任命権者は、前項の規定に基づき職員に時間外勤務を命じた場合には、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 条例第六条の二第二項ただし書の委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合であって、当該育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。第六条の三を次のように改める。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外等)

第六条の三 第一条の二及び第一条の四から第二条までの規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

第十九条中「除く」の下に「。以下同じ」を加え、「日々雇い入れられる職員については一日につき七時間四十五分の範囲内において、その他の職員については」及び「四分の三を超えない」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(非常勤の職員の休暇等)

第十九条の二 非常勤の職員の休暇は、年次休暇、特別休暇及び組合休暇とする。

2 年次休暇は有給の休暇とし、特別休暇は有給又は無給の休暇とし、組合休暇は無給の休暇とする。

第十九条の三 非常勤の職員の年次休暇は、一の年度(常勤の職員が退職後引き続き非常勤の職員として任用された場合には、暦年による一年)ごとの休暇とし、その日数は、一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の職員にあっては勤務年数に応じて、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の職員にあっては勤務年数及び週所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤の職員にあっては一の年度の所定勤務日数)に応じて、二十日の範囲内で任命権者が定める日数とする。

2 有給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 非常勤の職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号)の適用を受ける者)にあっては同条例第二条の二第一項に規定する通勤、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の適用を受ける者)にあっては同法第七条第二項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合の休暇 その療養に必要な期間

二 第十一条第一項第七号に掲げる場合の休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の職員にあっては四日(ただし、当該期間における勤務日数が四日に満たない非常勤の職員にあってはその勤務する日数)の範囲内で、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の職員にあっては週所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤の職員にあっては一の年度の所定勤務日数)に応じて三日の範囲内で任命権者が定める期間

三 第十一条第一項第五号に掲げる場合の休暇 別表第三の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

四 第十一条第一項第九号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間

五 第十一条第一項第十号に掲げる場合の休暇 その都度必要と認められる期間  
六 第十一条第一項第十一号に掲げる場合の休暇 七日の範囲内においてその都度必要と認められる期間

七 第十一条第一項第十二号に掲げる場合の休暇 連続する七日の範囲内の期間  
3 無給の特別休暇は、次の各号に掲げる休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 前項第一号に定める以外の負傷又は疾病に係る療養のための休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の職員にあつては一の年度において十日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の職員にあつては一の年度において週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤の職員にあつては一の年度の所定勤務日数）に於て十日の範囲内で任命権者が定める期間

二 非常勤の職員の出産の場合の休暇 出産予定日六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から産後八週間を経過するまでの期間

三 第十一条第一項第一号の二に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

四 第十一条第一項第一号の三に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

五 妊娠中の非常勤の職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 必要と認められる期間

六 第十一条第一項第一号の四に掲げる場合の休暇 一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の職員にあつては十四日の範囲内の期間とし、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の職員にあつては週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている非常勤の職員にあつては一の年度の所定勤務日数）に於て十四日の範囲内で任命権者が定める期間

七 労働基準法第六十七条に規定する生後満一年に達しない子を育てる場合の育児時間 一日二回各々三十分

八 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤の職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

九 要介護家族（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母及び第十三条第一項各号に掲

げる者であつて負傷、疾病又は老齡により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 一の年度において五日（要介護家族が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

十 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 指定期間内において必要と認められる期間

十一 要介護家族の介護をするため、要介護家族ごとに、連続する三年の期間（当該要介護家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 当該連続する三年の期間内において一日につき二時間（当該非常勤の職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合にあつては、当該減じた残りの時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間

十二 生理のため勤務が著しく困難な場合の休暇 必要と認められる期間

十三 第十一条第一項第十四号に掲げる場合の休暇 必要と認められる期間

4 組合休暇は、任命権者の承認を得て登録された職員団体の業務に従事する場合（登録された職員団体の規約に定める機関で第十二条第一項で定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限る。）の休暇とし、一の年度について三十日の範囲内とする。

5 第二項第二号の休暇は、六月から九月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、六月一日から九月三十日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の職員に限り、取得することができる。

6 第三項第八号及び第九号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤の職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであつて、六月以上継続勤務しているもの限り、取得することができる。

7 前項の規定は、第三項第十号及び第十一号の休暇について準用する。この場合において、前項中「六月」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。

8 第三項第十号の休暇は、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職すること

が見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から一年を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

9 第十二条第二項から第五項までの規定は、第四項の休暇について準用する。この場合において、第十二条第五項中「七時間四十五分」とあるのは、「勤務日ごとの勤務時間の時間数すべて」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第四条の五第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十一年八月三十一日までの間、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以降の期間に限る。）」と読み替えるものとする。



# 告 示

## 埼玉県告示第二百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 契約電力3,300キロワット 予定  
使用電力量10,865,000キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成31年7月1日（月）から平成32年7月31日（金）まで

### (4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (8) 契約の締結日に関わらず、平成25年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1年間に5,000,000キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 電話048-830-2613（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合  
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。
  - イ 紙媒体による場合  
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
平成31年5月10日（金）午前9時から同年5月14日（火）午後5時まで
  - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合  
平成31年5月10日（金）午前9時から同年5月14日（火）午後3時まで  
なお、郵送する場合は、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時  
埼玉県総務部管財課 平成31年5月15日（水）午前10時

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で平成31年4月12日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書（案）による。

## 5 Summary

### (1) Nature and quantity of services required

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office including other facilities on the premises of the prefectural government office (Contract: 3,300 kW, estimated kWh: 10,865,000 kWh).

### (2) Deadline for submission

By electronic bidding system: 5:00 pm, May 14, 2019

By mail: 3:00 pm, May 14, 2019

In person: 3:00 pm, May 14, 2019

### (3) Contact point for more information

Public Property Management Division, General Affairs Department,

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2613

# 告 示

## 埼玉県告示第二百六十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、吉見町から吉見町の区域内において行われる（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市廃棄物対策課

鴻巣市環境課

桶川市環境課

北本市環境課

川島町町民生活課

吉見町農政環境課

### 二 縦覧の期間

平成三十一年三月二十六日（火）から平成三十一年四月九日（火）まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ウニクス南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

（変更後）UNICUS南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十七者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十四者

#### ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

#### ニ 届出年月日

平成三十一年三月十三日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十一年七月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十一年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

### 埼玉県告示第百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

U N I C U S 南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五六五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五六五台

#### ハ 変更年月日

平成三十一年十一月十四日

#### ニ 届出年月日

平成三十一年三月十三日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十一年七月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十一年七月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フオリオ竈原SC

埼玉県深谷市大字東方三千二百四十六―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木康夫

群馬県前橋市力丸町九百番地の一

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木康夫

群馬県前橋市力丸町九百番地の一 外 計三者

（変更後）株式会社フレッセイ 代表取締役 植木威行

群馬県前橋市力丸町四百九十一番地一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

平成三十年五月十二日外

#### ニ 届出年月日

平成三十一年三月十四日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十一年七月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十一年七月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フオリオ竈原SC

埼玉県深谷市大字東方三千二百四十六―一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時

（変更後）午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後九時十五分

（変更後）午前八時四十五分から午後十一時三十分

#### ハ 変更年月日

平成三十一年四月三日

#### ニ 届出年月日

平成三十一年三月十四日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十一年七月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十六日から平成三十一年七月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告 示

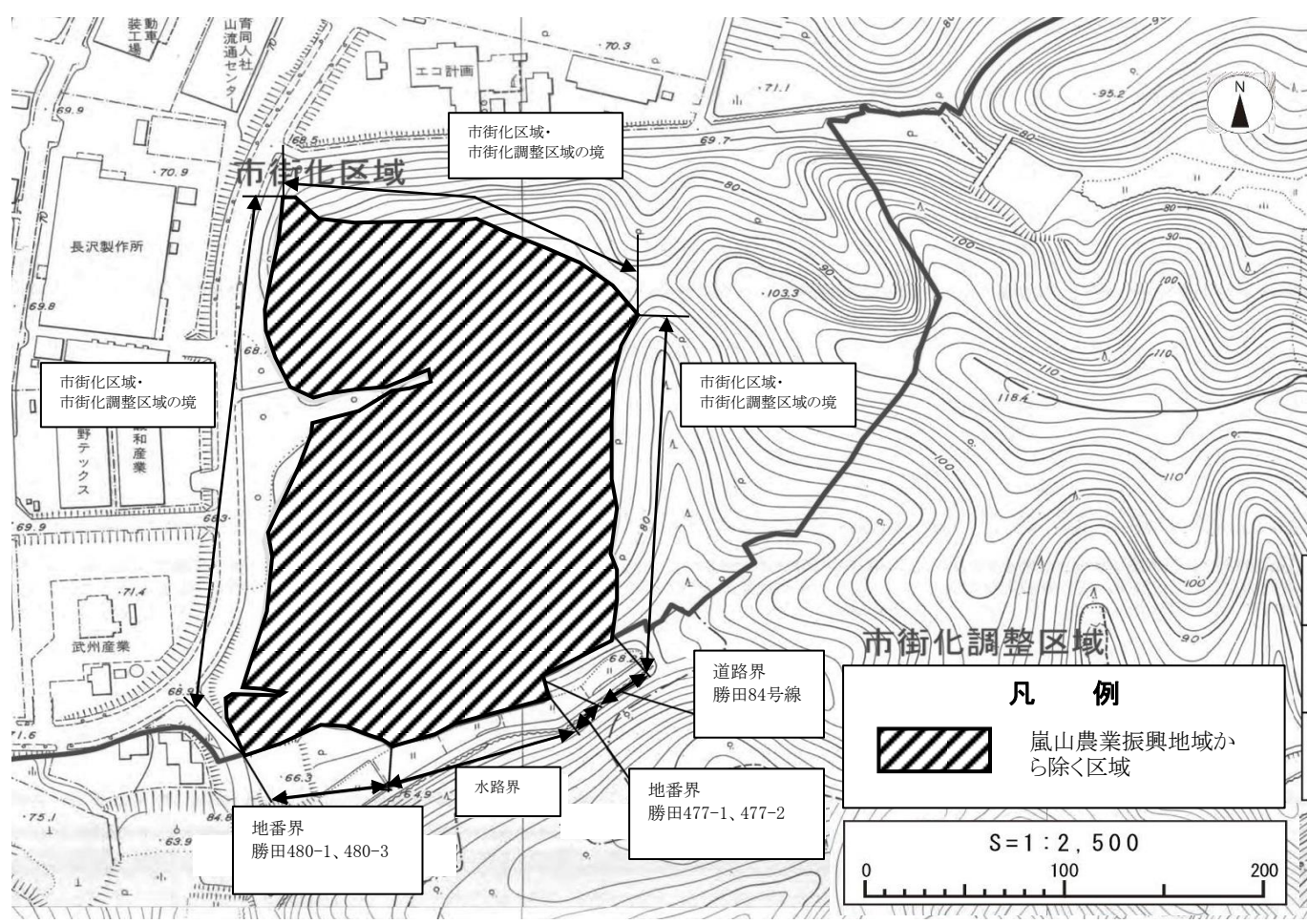
## 埼玉県告示第二百六十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、嵐山農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

別 図



# 告 示

## 埼玉県告示第二百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成三十一年三月十九日認可した。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 名称

江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区

### 二 事務所所在地

蓮田市



## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 作業種別

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）

#### 二 作業期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

#### 三 作業地域

埼玉県全域

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十一号

平成三十年埼玉県告示第千六十六号で公示した公共測量は、平成三十一年三月六日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十二号

平成三十年埼玉県告示第千百五十二号で公示した公共測量は、平成三十一年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十三号

平成三十年埼玉県告示第九十九号で公示した公共測量は、平成三十一年一月二十四日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方法務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十四号

平成三十年埼玉県告示第七百四十三号で公示した公共測量は、平成三十一年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十五号

平成三十年埼玉県告示第五百十五号で公示した基本測量は、平成三十一年二月二十八日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第二百七十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定する道路の種類、路線名及び区間

| 種類   | 路線名       | 区間   |
|------|-----------|--|
| 一般国道 | 三百五十四号    | 加須市柳生字小屋口一六五六番一地先から同市向古河字下悪戸二四四四番二地先まで     |
| 県道   | さいたま春日部線  | 春日部市下蛭田字前田一六五番一地先から同市新方袋字内耕地六六六番八地先まで      |
| 県道   | 藤岡本庄線     | 本庄市朝日町三丁目七番一六地先から同市寿三丁目三一四番二地先まで           |
| 県道   | 本庄寄居線     | 本庄市朝日町三丁目七番一六地先から児玉郡美里町大字小茂田字日ノ待八八七番一地先まで  |
| 県道   | 越谷川口線     | 越谷市南越谷一丁目二九三二番二地先から同市大間野町四丁目二〇一番七地先まで      |
| 県道   | 児玉町蛭川普濟寺線 | 児玉郡美里町大字小茂田字日ノ待八八七番一地先から深谷市榛沢字沖田三〇五番二二地先まで |
| 県道   | 下早見菖蒲線    | 久喜市下早見字内谷一六九七番五地先から同市下早見字内谷一七七七番三地先まで      |

### 二 指定する期日

平成三十一年四月一日

# 告 示

## 埼玉県告示第二百七十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一七―二七―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字神戸字上ノ台二百六番一他十五筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五百七十七・五五立方メートル



## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成五年一月五日から平成三十四年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部

### 四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字坂田七十九番地二

### 五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

### 六 変更の内容

施行地区を「埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部」から「埼玉県桶川市坂田西一丁目、二丁目、三丁目、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部」と変更する。

事務所の所在地を「埼玉県桶川市大字坂田七十九番地二」から「埼玉県桶川市坂田西一丁目八番地の五」と変更する。

### 七 変更認可の年月日

平成三十一年三月二十六日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十号

川口市から川口市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成三十一年三月十九日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

| 氏名     | 建築士の別 | 登録番号           |
|--------|-------|----------------|
| 上野 いずみ | 二級建築士 | 埼玉県知事登録第一八四五九号 |

三 処分の内容

二級建築士の免許取消

四 処分の原因となった事実

建築基準関係規定に適合しない設計を行った。

# 告 示

## 埼玉県告示第二百八十二号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

収納代理金融機関の表様沢農業協同組合の項を削る。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室千五百三十七番地一

株式会社カミジマ

二 取消年月日

平成三十年七月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県上尾市二ツ宮千三十四番地三十六

上島 啓介

二 指定年月日

平成三十年七月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市浦和区木崎五丁目十九番九号 ヴィルヌーブ前窪N棟  
株式会社プロファア

二 指定年月日

平成三十一年三月二十日



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

|   |                |
|---|----------------|
| <p>所沢青梅線</p>  | <p>路線名</p>     |
| <p>所沢市小手指南二丁目二一番二〇地先から<br/>同市小手指南二丁目二二番一地先まで</p>                        | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成三十一年三月二十六日</p>   | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成三十年一月十九日埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。<br/>延長三六・〇〇メートル</p> | <p>備考</p>      |

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本田小川線
- 三 道路の区域

| 新           | 旧                          | 旧新別  |
|-------------|----------------------------|--|
| 二五番二地先まで    | 比企郡小川町大字伊勢根<br>字高橋四三番一地从から | 区<br>間   |
| 一七・〇〇〽三五・五五 | 一七・〇〇〽一八・六〇                | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
| 四〇・〇〇       |                            | 延<br>長<br>(メートル)   |
| 定区域の変更である。  |                            | 備<br>考<br><br>道路改築工事<br>平成二十三年十一月二十<br>二日付け埼玉県東松山県<br>土整備事務所長告示第三<br>十四号で変更した道路予 |

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>路<br/>線<br/>名</p> | <p>県道本田小川線</p>  |
| <p>供用開始の区間</p>       | <p>比企郡小川町大字伊勢根字宮原<br/>一八二番一地先から同郡同町大<br/>字高谷字宮下八四番四地先まで</p>   |
| <p>供用開始の期日</p>       | <p>平成三十一年三月二十六日</p>   |
| <p>備<br/>考</p>       | <p>平成二十三年十一月二十二<br/>日付け埼玉県東松山県土整<br/>備事務所長告示第三十四号<br/>で告示した道路予定区域の<br/>供用開始である。延長二三<br/>〇・〇〇メートル。</p> |

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>路<br/>線<br/>名</p> | <p>県道本田小川線</p>   |
| <p>供用開始の区間</p>       | <p>比企郡小川町大字伊勢根字高橋<br/>四三番一地先から同郡同町大字<br/>高谷字高橋二五番二地先まで</p>   |
| <p>供用開始の期日</p>       | <p>平成三十一年三月二十六日</p>  |
| <p>備<br/>考</p>       | <p>平成二十三年十一月二十二日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十四号及び平成三十一年三月二十六日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長五六・五〇メートル。</p> |



## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

|   |         |
|---|---------|
| 平方東京線   | 路線名     |
| 八潮市大字大曾根五四九番地先から<br>同市大字大曾根五二八番地一地先まで   | 供用開始の区間 |
| 平成三十一年三月二十八日  | 供用開始の期日 |
| 平成二十二年二月二日<br>付け埼玉県越谷県土整<br>備事務所長告示第二号<br>における道路予定区域<br>の供用開始である。延長<br>一一〇・〇〇メートル | 備考      |

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

| 新              | 旧                                   | 旧<br>新<br>別     |
|----------------|-------------------------------------|-----------------|
| 番一<br>地先<br>まで | 久喜市久喜東五丁目一二六八番二<br>地先から同市久喜東五丁目一二九六 | 区<br><br>間      |
| 一二二・八四         | 二二一・〇〇〇<br>二二四・〇〇二                  | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 五二・三〇          |                                     | 延長<br>(メートル)    |
|                |                                     | 備<br><br>考      |

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

#### 一 許可番号

平成三十一年三月十四日

指令越建セ第三〇〇〇九一号

#### 二 検査済証番号

平成三十一年三月二十二日

越建セ第五〇九一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百五十四番五

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目十四番十二号 メゾンガーネット二〇二号

篠原 政江

# 告示

## 埼玉県教委告示第十五号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十一条第七項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定無形文化財の保持者の認定を解除する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

| 種類   | 名称   | 保持者の住所    | 保持者   | 認定年月日           |
|------|------|-----------|-------|-----------------|
| 工芸技術 | 長板中型 | 八潮市古新田八四四 | 大熊 栄市 | 昭和四十五年<br>三月三十日 |

## 告 示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

#### 一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

#### 二 指示期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

## 告示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の公文書の開示等に関する規程（平成十三年内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県政情報センター所長」を「文書課長」に改める。

第二条中「県政情報センター」を「文書課」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。



## 告 示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「県政情報センター所長」を「文書課長」に改める。

第二十一条中「県政情報センター」を「文書課」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 雑報

埼玉県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の建設工事を次のとおり施行するので、同法第二十二条第一項の規定に基づき公告する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県道路公社理事長 大島 利彦

## 一 路線名

主要地方道越谷流山線

## 二 有料道路名

三郷流山橋有料道路

## 三 工事の区間

埼玉県三郷市田中新田一四五番九から同市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に五三mの地点）まで

埼玉県三郷市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に二二六mの地点）から同市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に二四〇mの地点）まで及び

埼玉県三郷市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に三五六mの地点）から同市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に三七〇mの地点）まで

## 四 工事の種類

改築

## 五 工事開始の日

平成三十一年四月一日

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、川越市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

川越市市営住宅条例施行規則（平成九年川越市規則第三十五号）別表第一（第二条関係）及び別表第二（第三十四条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、所沢市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

所沢市営住宅条例施行規則（平成九年所沢市規則第四十二号）別表第一（第二条関係）及び別表第三（第四十八条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで